

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月24日（平成28年（行情）諮問第264号）

答申日：平成28年12月14日（平成28年度（行情）答申第578号）

事件名：「統幕運1第271号。H27.6.9」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「統幕運1第271号。27.6.9」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月25日付け防官文第18466号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により

技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## (2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 「利用又は保存されている状態になく」との諮問庁主張を真に受けるわけにはいかないの、審査会が確認することを求める。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

しかしながら、過去の諮問庁の「前科」を見る限り、この主張を額面どおり信じるわけにはいかない。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第75号2頁）という珍妙な主張を行い、「平成21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたも

のと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（上記答申第75号5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁の主張を、検証することなく、うのみにすることは極めて危険と言わざるを得ない。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

平成22年度（行情）答申第75号での諮問庁の珍妙な理屈に従うと、「利用」はされていないが「使用」されている場合、あるいは「保存」されていないが「所蔵」されている場合が想定されるので、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等の有無については、審査会が直接確認することを求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「統幕運1第271号（H27.6.9）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであるが、本件対象文書については、件名その他の部分が法5条1号及び3号の不開示情報に該当することから、法9条1項の規定に基づき、平成27年11月25日付け防官文第18466号により、当該部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 不開示とした部分及び理由について

本件対象文書の不開示とした部分及び理由は別表のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、特定の個人を識別することができることから、同条3号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

#### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書

においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月24日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月15日      | 審議            |
| ④ 同年5月6日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年11月14日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月12日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、運用研究会の実施について、統合幕僚長から中央即応集団司令官及び自衛艦隊司令官に通達した文書（PDF形式以外の電磁的記録）である。

異議申立人は、原処分を取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、自衛隊員の認識番号及び年齢が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名、職名及び階級が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 自衛隊の特殊作戦運用研究に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の特殊作戦運用研究に関する具体的な情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の特殊作戦の研究内容等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	3枚目の9項(1)の搭乗者の認識番号及び年齢	個人に関する情報である。
2	1枚目の文書件名, 添付書類及び写送付先の一部 2枚目の文書件名, 1項, 5項及び6項の一部並びに3項及び4項の全て 3枚目の9項(2)の一部	自衛隊の特殊作戦運用研究の具体的内容に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の特殊作戦の運用に関する要領及び将来構想が推察される。